



脱炭素技術 海外展開 イニシアティブ

Climate Solutions Technologies Initiative

日本企業と日本のNGOの連携による
脱炭素技術の開発途上国への展開

外務省

▶ まえがき

昨今の気候変動問題と我が国の気候変動政策

気候変動問題は、国境を越えて取り組むべきグローバルな課題であり、国際社会の一致した取組の強化が求められています。

2020年、日本の気候変動対策は大きな一歩を踏み出しました。

気候変動対策のための新たな国際的枠組みであるパリ協定は、2020年について本格運用を開始しましたが、同年11月に予定されていた国連気候変動枠組条約第26回締約国会議(COP26)が1年延期されるなど、気候変動の国際的議論も新型コロナウイルス感染症の影響を受けました。しかし、ポスト・コロナの復興をいかに持続可能なものとするかという観点から、気候変動対策に対する国際的な機運は、より一層の高まりを見せています。

2020年10月、菅総理大臣は所信表明演説で、日本として2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロとする、カーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言しました。これは、気候変動に対して積極的に対策を行うことが、産業構造や経済社会の変革をもたらし、経済と環境の好循環を作り出すことで、世界のグリーン産業をけん引していくという強い決意を示すものです。



©Shinji Ito

気候変動問題における開発途上国支援の重要性

持続可能な開発目標(SDGs)において、気候変動は目標13として定められています。気候変動対策は、全ての国がそれぞれ取り組むことが必要である一方で、多くの開発途上国は、自国の経済開発にも同時に取り組む必要があることから、自国の限られた資金や能力だけでは十分な施策を実施できないのが現状です。国際社会で一致して気候変動に取り組むために、先進国は、支援を必要とする開発途上国に数々の支援を行っています。日本は、2015年に、2020年に官民合わせて約1.3兆円の気候変動に関する開発途上国支援を実施することを表明し、目標達成に向けて着実に取り組んでいます。また、開発途上国における気候変動対策支援の一つとして、優れた脱炭素技術などを、開発途上国をはじめとする世界に展開していく「二国間クレジット制度(JCM)¹」を推進しています。これにより、開発途上国の温室効果ガスの削減に貢献し、その成果を二国間で分け合うことが可能になります。さらに日本は、世界最大の多国間気候基金である「緑の気候基金(GCF)²」を通じた開発途上国支援も行っています。日本は、同基金に最大30億ドルの拠出を表明しており、同基金の第2位のドナー国として、気候変動の影響に脆弱な国々への支援に力を入れています。

そしてこのたび、新たな開発途上国支援のスキームとして「脱炭素技術海外展開イニシアティブ」を立ち上げることになりました。我が国は、引き続き、全ての国による実効的な排出削減の実現を目指すとともに、本イニシアティブにより、開発途上国に対する支援を後押ししていきます。

- 1 優れた脱炭素技術や製品、システム、サービス、インフラを開発途上国に提供し、温室効果ガス削減プロジェクトなどを通じ、温室効果ガス排出削減・吸収への日本の貢献を定量的に評価するとともに、実現した削減分を「クレジット」として、日本の削減目標の達成に活用する仕組み。
- 2 2010年のCOP16で採択されたカンクン合意において設立が決定された、開発途上国の温室効果ガス削減・吸収と気候変動適応に関する活動を支援する多国間気候基金。

脱炭素技術海外展開イニシアティブ

Climate Solutions Technologies Initiative

1 背景及び意義

脱炭素社会の実現に向けて、各国の具体的な削減努力が求められています。我が国は、2014年度以降6年連続で排出量を削減し、2013年度比の排出削減量は約14%となっていますが、これは、日本の優れた脱炭素技術に支えられたものです。

他方で、多くの開発途上国では、必ずしも高度な脱炭素技術が導入されておらず、これらの国における取組の強化が急務となっています。

「脱炭素技術海外展開イニシアティブ」は、我が国のODAスキームの一つである日本NGO連携無償資金協力(以下、N連)等を活用し、日本企業と日本のNGOが協力しつつ、日本企業が有する高度な脱炭素技術を、支援を必要とする開発途上国に提供するメカニズムです。

2 概要

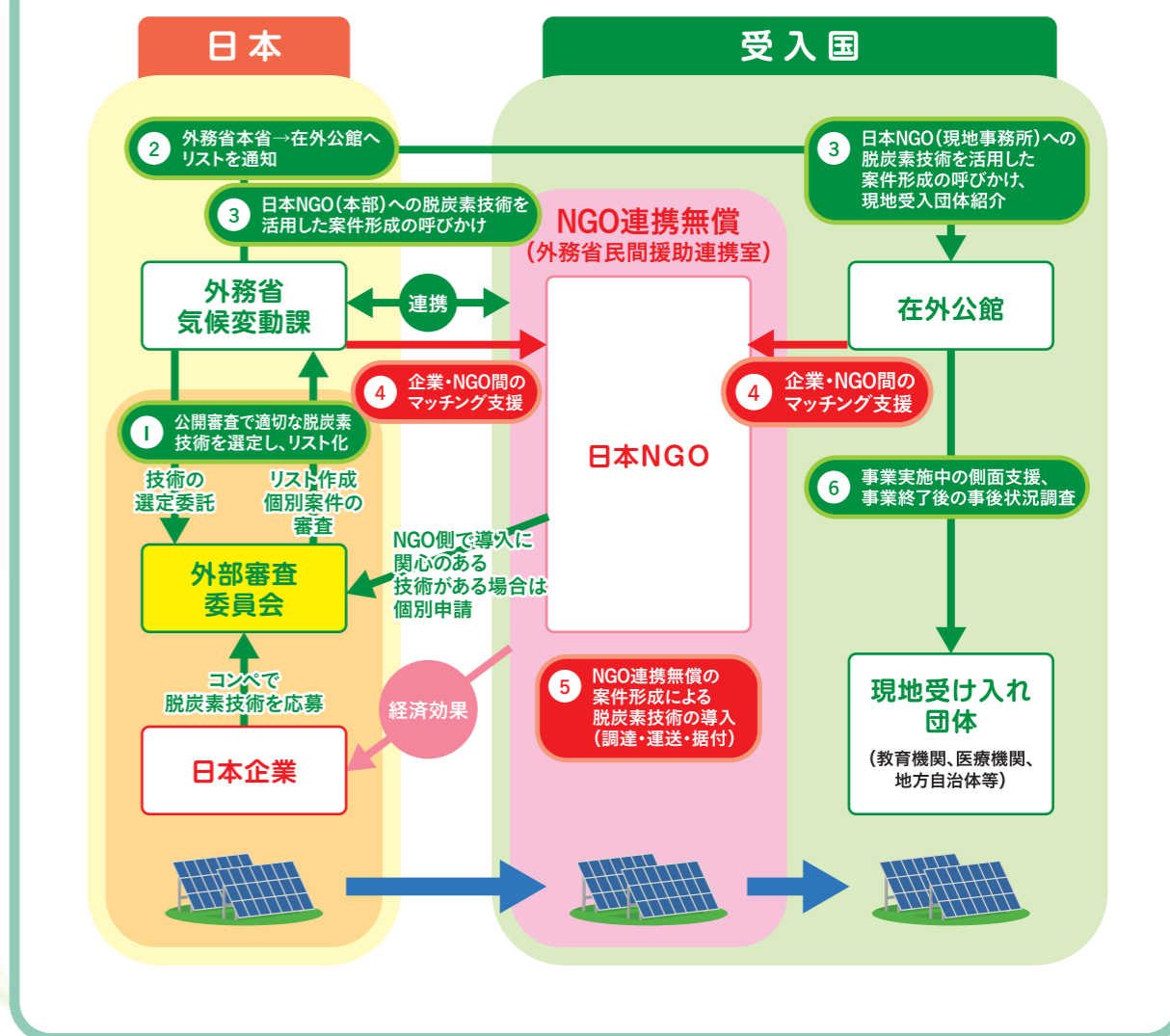
(1) 外部審査委員会による技術リストの作成

まず、海外展開を目指す日本企業の脱炭素技術関連製品又はそのパッケージを公募にて募集し、公開審査を実施します。公開審査では、外部審査委員会(気候変動問題、脱炭素技術、開発途上国支援、環境アセスメント等の専門家により構成)が、応募された製品又はパッケージを気候変動対策や価格の妥当性等の観点から審査し、妥当と認められた製品又はパッケージをリスト化し、公表します。

(2) 脱炭素技術のニーズのマッチング及び日本のNGOによる案件申請

N連を活用した脱炭素技術の開発途上国への展開に関心のある日本のNGOは、案件形成に際して同リストを参照します。NGOは、掲載された製品又はパッケージの中で開発途上国のニーズに適したものがあれば、活用することができます。案件採択の可否については、通常N連の手続きに従い、公平性及び透明性を確保した上で、外務省国際協力局民間援助連携室による審査を経て決定されます(本イニシアティブでマッチングした案件も、N連の審査としては他の案件と同列に扱われます。)。本イニシアティブによりマッチングした案件については、N連の事業分類のうち、「開発協力事業」、又は、「NGOパートナーシップ事業」(日本NGOが他の国内外のNGOと協力して事業を実施する場合)に該当します。

脱炭素技術海外展開イニシアティブ(スキーム図) (N連活用の場合の例)



事業の流れ

外部審査委員会発足

- ・ 有識者5名(気候変動問題、脱炭素技術、開発途上国支援、環境アセスメント等の専門家)により構成される外部審査委員会の立ち上げ

脱炭素技術のリスト化

- ・ 民間企業が脱炭素技術の企画書を提出
- ・ 同委員会は、脱炭素技術を気候変動対策及び価格の妥当性等の観点から審査
- ・ 同委員会は、審査結果に基づき、適切な脱炭素技術のパッケージリストを作成



NGO連携案件形成

- ・ 日本のNGOは、開発途上国のニーズに応じ、同リストに記載された脱炭素技術を活用した案件を申請
- ・ 気候変動課及び在外公館は、必要に応じ、日本企業と日本NGOのマッチングを支援

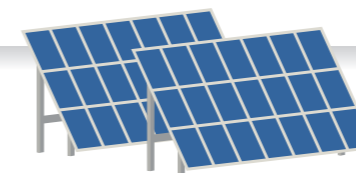


契約の締結

- ・ 外務省(N連スキームの場合は民間援助連携室)による審査
- ・ 贈与契約(G/C)等締結

案件実施

- ・ 開発途上国において案件を実施



3 想定される「脱炭素技術海外展開イニシアティブ」案件の例

具体的な例としては、太陽光発電、小規模水力発電、高性能蓄電池（再エネ電源とのパッケージ）、浄水施設（再エネ電源とのパッケージ）、LED街灯、高効率空調システム等の、我が国の高度な低炭素・脱炭素技術を活用した製品又はパッケージを、N連等の事業形成を通じて、教育施設、医療機関、コミュニティセンター等の公共施設に導入したり、住民等に対する研修等を行うといった活動が考えられます。

例1

開発途上国の無電化村における 高性能蓄電池・太陽光発電の導入

案件概要：

開発途上国の無電化村の公共施設（学校等）に日本企業の高性能な蓄電池及びその電源として小規模水力の設備を導入。それにより、教育水準の向上を図るとともに、授業が行われていない時間には住民による手工芸品等の製造に電源を使うことにより、村おこしを支援し、同国の脱炭素化にも貢献する。



例2

開発途上国における 小規模水力発電を活用した浄水設備の導入

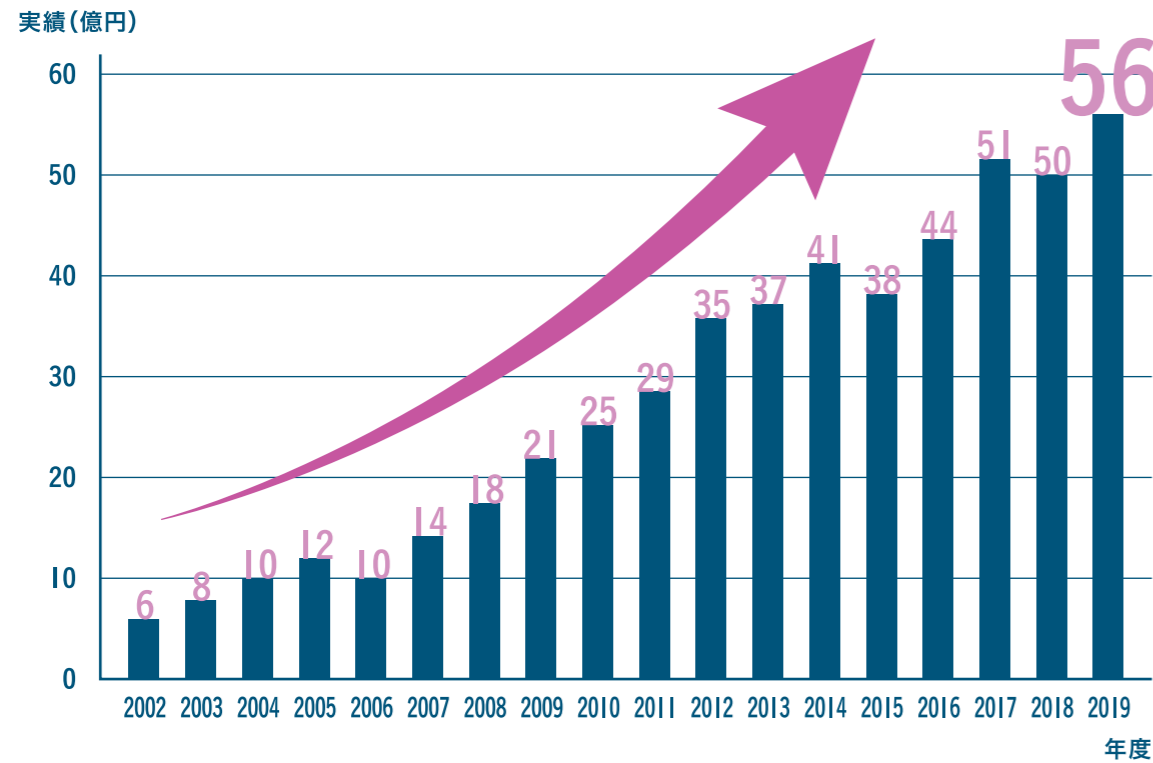
案件概要：

日本のNGOが過去に開発支援を実施した地域の公共施設（学校や病院等）において、再生可能エネルギー（小規模水力や太陽光）を電源とした浄水施設を設置することにより、安全な飲料水へのアクセスを確保するとともに、浄水器の電源として小規模水力を導入し、脱炭素化に貢献する。



日本NGO連携無償資金協力(N連)

日本のNGOが開発途上国・地域で実施する経済・社会開発事業に政府資金を提供する制度です。2002年度の開始以降着実に拡大を遂げ、2002～2019年度までに、71か国・1地域、176団体に対し、総額約502億円(1,520件)の資金協力を行いました。2019年には、開始当時の資金供与実績(約6億円)からおおよそ9倍に増加しています。2019年度における主な活動地域は東アジア、南アジア、サブサハラ・アフリカ地域で、活動分野としては、教育・人づくり、医療・保険、農林業等が挙げられます。



対象となるNGO

本部を日本国内に有し、かつ法人登記されている日本のNGO(特定非営利活動法人、公益社団/財団、一般社団/財団法人)であること、国際協力活動を行うことが主要な設立目的の一つであり、法人として2年以上の国際協力活動実績があること、累積赤字等の財政上の不安定要因を抱えていないこと、法人として政治的・宗教的活動を行うことを目的とする団体でないこと、などが条件となります。

支援対象事業としての主な要件

申請団体である日本のNGOが自ら主体的に行う事業であること(資金調達・提供のみであるような事業は支援対象外)、現地のニーズに沿った事業内容であり、事業地の社会経済開発に役立つと認められること(緊急人道支援を除く一時的な物資の配布は持続発展性が認められないため原則として支援対象外)、地域住民等の事業参加が確保され、自助努力による自立を促すこと等を通じて事業の成果が持続する内容であること、などです。また、高等研究機関に対する支援、文化・芸術・スポーツの復興支援、既存の施設の維持管理・運営支援などは支援の対象外です。

支援対象となる経費

現地における資機材購入費等(脱炭素技術の導入はこれに該当)、ワークショップ開催費、専門家派遣費、現地スタッフ人件費、現地事務所借料、通信費、事務用品購入費、外部監査費等、並びに日本における本部スタッフ人件費、通信費、事務用品購入費等です。なお、資機材・役務の単価が5万円相当以上のものは3者見積もり(外部監査費を除く)が必要です。

NGOと連携した国際協力の推進

「国際協力重点課題」(以下、「重点課題」)に該当する事業の場合、通常の日本NGO連携無償資金協力事業の要件を基本として、事業期間や供与額等の優遇措置を適用した申請をすることが可能です。重点課題事業の対象となる国・地域、事業、対象となる団体、優遇措置の内容については、外務省HP下記リンク「日本NGO連携無償資金協力実施要領」でご確認ください。

日本NGO連携無償資金協力(実施要領)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/shien/j_ngo_musho.html

最新版が掲載されていますのでご覧ください。

内容は、毎年度見直しが行われますので、申請年度の「実施要領」でご確認ください。



外務省国際協力局気候変動課
〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1
電話 03-3580-3311 (代表)